

会
報

飛 躍

多賀城・七ヶ浜商工会

No.77

吉田浜から望む冬の松島湾

主 な 記 事

商工会長の年頭挨拶	2P
多賀城市長及び七ヶ浜町長の年頭挨拶	3P
新型コロナウイルス感染症関連支援策情報	4P～5P
事業継続力強化計画について	6P
新会員紹介、こんにち輪(会員さんコーナー)	7P
確定申告指導のご案内	8P

商工会では、
「**膨張から確かな成長へ**」をスローガン
に掲げ、再生から発展に向け力強く歩み始
めた地域事業者の経営課題に対応するため、
役職員一丸となって各種経営支援を展開して
まいります。



多賀城事務所

〒985-0872 多賀城市伝上山 3-1-12
TEL(022)365-7830 FAX(022)365-7880

E-mail:tagajo@fine.ocn.ne.jp

七ヶ浜事務所

〒985-0802 七ヶ浜町吉田浜字野山 5-1
TEL(022)357-3912 FAX(022)357-5125

URL <http://www.taga7.miyagi-fsci.or.jp/>

E-mail:nanahama@cocoa.ocn.ne.jp

謹賀新年



多賀城・七ヶ浜商工会
会長 安住 政之

創立五十周年を節目に

会員と共に飛躍の年に期待

謹んで新年明けましておめでとうございます。

令和三年の年頭に当たり一言御挨拶を申し上げます。会員の皆様には穏やかな内に御家族お揃いで新年をお迎える事とお慶び申し上げます。また常日頃、商工会運営に深い御理解と御力添えを賜り衷心より感謝と御礼を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の猛威で始まり、国民が日本選手の活躍に夢と感動を与えてくれると期待していた東京オリンピックをはじめ、ありとあらゆるイベントが中止或いは延期となり、ま

た経済、そして労働環境にも大きな影響を受けた一年でした。

特に地元の小規模事業者や中小企業の小売・飲食店関係に対する打撃は経験したことのない状況であり、国・県・市・町において様々な施策を講じて頂きましたが、影響は未だ収まらず、収束が見えないまま、令和三年が幕開けとなりました。会員の廃業・脱会が続く中、東日本大震災から三年となる本年は一日も早いコロナの収束を心から願うばかりです。

しかしながら、収束後の現状を回復させるためには、並大抵の努力では成しえない事実を鑑み、国をはじめとする行政、そして商工会が一体となつて会員に寄り添い、充実した政策や補助金の拡充、雇用の安定化の促進に一層の努力を重ねて行かなければと考えを新たにしていける所存です。

また本年は、商工会組織がこの地に創立され五十年目を迎えます。昭和四十六年十二月に多賀城市が誕生したと同時に多賀城市商工会も誕生。その後の平成十七年四月に当時の七ヶ浜町商工会と合併し、今日の多賀城・七ヶ浜商工会となりました。

これまでに商工会発展の為に御指導いただいた行政関係の方々をはじめ、礎を築いて頂いた歴代会長、理事、そして多くの会員の皆様に深甚なる感謝と敬意を表すと共に、今後多賀城市・七ヶ浜町の更なる発展に向け、両行政、農協、漁協、両観光協会、多賀城市工場地帯連絡協議会等多くの関係団体の皆様と手を携えて邁進して参ります。

つきましては役員一同、本来の業務である、経営革新、経営指導、税務、労務、金融、雇用問題等に伴走型の支援で積極的に取り組んで参ります事をお約束いたしまして年頭の御挨拶いたします。



多賀城市長
深谷 晃祐

年頭のご挨拶

令和三年の年頭にあたりまして、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

安住会長を始め、多賀城・七ヶ浜商工会会員の皆様方におかれましては、商工業の振興、発展はもとより、市政各般にわたり格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。昨年は、新型コロナウイルス

感染症が猛威をふるい、市民生活や地域経済に計り知れない影響を与えると共に、外出の自粛やソーシャルディスタンスの確保など、私たちの行動や意識にまで影響を与え、日常を変えてしまいました。こうした状況の中、事業を継続し、雇用の維持や経済活動の回復に向け、この困難を乗り越えようと奮闘している皆様方に、改めて敬意と感謝を申し上げます。本市におきましても、今後皆様方と連携を図りながら、「多賀城・七ヶ浜共通生活応援クーポン券発行事業」や「ぐるっとたがじょうスタ

ンプラリー事業」等の事業はもとより、地域経済の回復に向け全庁を挙げて取り組んでまいります。今後とも、皆様におかれましては、多賀城市・七ヶ浜町がともに活気と賑わいあふれるまちとなるよう、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びに、新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに、本年が皆様にとりまして幸多き一年になりますよう、心より御祈念申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。



七ヶ浜町長
寺澤 薫

年頭のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

多賀城・七ヶ浜商工会会員の皆様には、新春の佳き日をお迎えのこととお慶び申し上げます。東日本大震災からまもなく10年が経とうとしております。多賀城・七ヶ浜商工会の皆様をはじめ、多くの方々か

らの温かいご支援、ご協力により、おかげさまで本町の復興事業も一つの区切りを迎えようとしております。東日本大震災からの復興にようやくゴールが見えてきた中、我々の前には「新型コロナウイルス感染症」という新たな困難が立ちだかっています。昨年は、年明けから新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、未だ終息が見えない状況でございます。日常のあらゆる場面で新型コロナウイルスへの対策が求められる中、多賀城・七ヶ浜商工会の皆様には、事業

者への支援をはじめ、地域経済の再活性化に多大なご尽力をいただいたいております。誠に、厚く御礼申し上げます。本年も多賀城・七ヶ浜商工会の皆様と連携を図りながら、新しい時代を見据えた魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。結びに、多賀城・七ヶ浜商工会の今後益々のご発展と、会員各位のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

謹賀新年

監事	瀬戸秀壽	小山勝彦	小島光子	佐藤大介	渡邊亨	阿部正幸	白井正志	八嶋喬	稲妻公志	本田孝一	菅野邦夫	遠藤隆夫	鈴木洋市	本郷貴良	鈴木貴資	星山純一郎	島口仁彦	金沢敏明	板橋恵一	加藤則博	斎藤孝一	宮城順	副会長	横田芳博	副会長	山崎澄義	会長	安住政之
事務局長	中川和弘	経営支援課長	鈴木浩二	経営支援課長補佐	八巻淳一	主任主査	遠藤伸也	主査	細谷里美	小畑風太	工藤秀暁	大柳秀暁	須貝真理子	土佐菜摘	板垣はつ恵	阿部美咲	小齋和史	佐藤萌	五十嵐啓道	主事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

年頭のご挨拶



青年部長
佐藤 大介

明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた会員の皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。東京オリンピックの延期や緊急事態宣言等、社会が

年頭のご挨拶

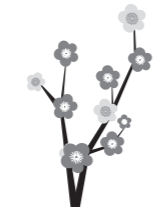


女性部長
小島 光子

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、本年が素晴らしい一年となりますことを心よりご祈念申し上げます。昨年は、新型コロナウイルスの影響で企業が大きな打撃を受け、地域経済が冷え込ん

未曾有の災禍に見舞われる中、我々青年部においても地域イベントや研修事業の中止等、十分な活動が出来ない一年となりました。一日も早い収束を願いつつ例年通り青年部活動が行えるようになった際にはこれまで以上に地域経済・地域商工業発展のために努めて参る所存です。結びに皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。



多賀城市・七ヶ浜町共通

新型コロナウイルス感染症に関する固定資産税などの軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入が一定以上減少した中小事業者等は、申告することで令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税および償却資産に係る固定資産税の課税標準額が2分の1またはゼロになります。

- 対象者
 - 次の①に該当し、かつ、②または③のいずれかに該当する事業者が対象となります。
 - ①令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3か月の期間の事業収入（一般的な収益事業における売上高と同義）が、前年の同期間と比較して**30%以上減少**している
 - ②資本または出資を有しない法人または個人で従業員1000人以下
 - ③資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
 - ※大企業の子会社等は対象外となります

○軽減概要

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	課税標準額の軽減率（令和3年度のみ）
50%以上減少	全額軽減
30%以上50%未満	2分の1

※申告には認定経営革新等支援機関等（認定を受けた税理士、金融機関、商工会等）の確認が必要です。

商工会にて確認を行う場合、事前連絡の上、**直近確定申告書（一式）、減少月の売上元帳**をご持参ください。※比較対象月が直近の事業年度でない場合、該当する申告書類もご用意ください。

- 申告期限 令和3年2月1日（月）まで
- ≪申請・問い合わせ先≫
 - ・多賀城市の方 多賀城市市民経済部税務課固定資産税係 022-368-1141（内線：154～156）
 - ・七ヶ浜町の方 七ヶ浜町税務課固定資産税係 022-357-7451

多賀城市

事業継続支援給付金（第3期）

同感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている市内の小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など事業継続を後押しするため、事業継続支援給付金を支給します。

- 対象者
 - 次に掲げるすべての要件を満たす事業者
 - ・市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人などであること
 - ・売上高が、**令和2年10月から同年12月までの**任意の1か月間と前年同月を比較して、**20%以上減少**していること（創

業1年未満の事業者については、令和2年10月から12月までの任意の1か月間を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた直前の3か月間の平均売上高または原則直前の1か月間の売上高と比較して20%以上減少していること。）

- ※第1期（1月～6月減収分）及び第2期（7月～9月減収分）の申請者も対象となります。
- 支給金額 1事業者あたり10万円
- 申請受付期間 令和3年1月29日（金）まで

事業継続支援給付金（飲食店支援）

同感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている市内で飲食業を営む事業者（法人または個人事業主）の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを実施している**飲食店**に対して給付金を支給します。

- 対象者
 - 次に掲げるすべての要件を満たす事業者
 - ・市内で飲食業を営む事業者（法人または個人事業主）で、従業員が5人以下のもの（パート、アルバイトなどを除く）。
 - ・当該店舗内で調理した飲食料品を、当該店舗内（占有する場所に限る。）で飲食させるもの（例えば、食堂、レストラン、ラーメン店、喫茶店、居酒屋、スナック、バーなど）
 - ・当該店舗内に飲食用に供する客席があること

- ・感染拡大防止のための取り組みを行っていること（別紙「取組確認シート」で確認します。）
- ・将来に渡り、事業を継続する意思があること
- ・感染症拡大防止対策に取り組んでいる事業者として、多賀城市ホームページで店名を公表することに同意すること（注）以下の事業者は対象とはなりませんので、ご注意ください。
 - 持ち帰り飲食サービス業（移動販売車、デリバリー専門店）、スーパー、コンビニエンスストア※一例

- 支給金額 1事業者あたり10万円
- 申請受付期間 令和3年2月15日（月曜日）まで

雇用調整助成金申請支援補助金

同感染症により影響を受けている事業者が従業員の雇用を維持することを支援するために、国が特例措置として実施する「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

- 対象者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の申請を行うため、社会保険労務士へ当該雇用調整助成金における申請業務を委託して実施している事業者

≪事業継続支援給付金・雇用調整助成金申請支援補助金 申請・問い合わせ先≫
多賀城市市民経済部商工観光課 022-368-1141（内線471～474）
※郵送または持参（申請書を持参する場合や事前相談を希望する場合は、電話での「事前予約」が必要です）

- 補助金額 1事業者あたり10万円（上限）
- 補助対象経費 雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への代行報酬など
- 申請受付期間 令和3年2月26日（金）まで

新型コロナウイルス感染症各種支援事業

商工会では「新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口」を開設し、各支援策の活用をご支援しております。お気軽にご相談ください。

日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 対象
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方
 - ①最近1か月の売上高または過去6か月の平均売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方
 - ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して**5%以上減少**している方
 - 過去3か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高
 - 令和元年12月の売上高
 - 令和元年10月から12月の平均売上高

- 資金の使いみち・貸付期間
 - 設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内）
 - 運転資金：15年以内（うち据置期間5年以内）
- 融資限度額（別枠）
 - 国民生活事業：8,000万円
 - 中小企業事業：6億円
- 利率
 - 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目を以降基準金利
 - 国民生活事業：1.26%→0.36%（4,000万円限度）
 - 中小企業事業：1.11%→0.21%（2億円限度）

新型コロナウイルス対策マル経融資

- 対象
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高または過去6か月の平均売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方
 - ※商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者の方
- 資金の使いみち・貸付期間
 - 設備資金：10年以内（うち据置期間4年以内）
 - 運転資金：7年以内（うち据置期間3年以内）

- 融資限度額（別枠） 1,000万円
- 利率
 - 当初3年間特別利率▲0.9%、4年目を以降特別利率
 - ※引下げの限度額は新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経の合計で4,000万円となります

特別利子補給制度

- 対象
 - 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人事業主	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

- ※売上高減少要件の緩和
 - 令和2年12月21日以降に貸付を受けた方は過去6か月の平均売上高においても比較可能となりました。
- 期間 借入後当初3年間（最長）
- 補給対象上限
 - 国民生活事業：4,000万円
 - 中小企業事業：2億円

ハローワーク

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中※）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成 ※令和2年4月1日から令和2年12月31日までの休業等に適用

- 支給対象となる事業主
 - 以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象
 - 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
 - 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比**5%以上減少**している
 - 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

- 助成対象となる労働者
 - 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など
 - ※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対

- する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象（雇用調整助成金と同様に申請）
- 助成額・助成率
 - 助成額 = (平均賃金額 × 休業手当等の支払率) × 下記助成率
 - ・解雇等を行わず雇用を維持した場合 10/10
 - ・それ以外の場合 4/5
 - ※1人1日あたり15,000円が上限
 - ※小規模事業主の場合は、実際に支払った休業手当額 × 助成率
- 追加支給
 - 令和2年6月12日付けの特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日にさかのぼって適用します。既に支給決定を行っている事業主などに対して、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いしております。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援を盛り込んだ商工会中期計画(案)等が承認

第4回理事会

12月23日(水)、商工会多賀城会館において第4回理事会が開催されました。
 会議では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域商工業者に対して、行政との連携強化を図り、各種支援を推進するとともに、地域経済の振興を図ることを掲げた「商工会中期計画・地域貢献計画」についてなど4議題の審議が行われました。
 また、報告事項として新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う経営支援の状況や、「多賀城市子育て世帯生活応援商品券」発行事業の進捗状況等について報告を行い、今後とも会員事業所に寄り添った伴走型の経営支援に取り組むことを確認いたしました。

商工会では「事業継続力強化計画」の策定を支援いたします!

「事業継続力強化計画」認定制度とは…商工業者が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた商工業者は、次の支援策が活用いただけます。
 ①日本政策金融公庫による低利融資(設備投資資金)
 ②信用保証枠の追加
 ③防災・減災設備への税制優遇
 災害時に役立つ設備(対象設備は要確認)を購入した場合に特別償却(20%)が可能
 ④補助金の優先採択(審査における加点対象)
 ※認定には時間を要します。ご活用される方はスケジュール等にご注意ください。
 ⑤認定ロゴマークの使用
 ⑥本制度と連携いただける企業・団体からの支援
 計画策定支援をご希望の方は商工会までご連絡ください。
 ☎022-365-7830

令和2年分の所得税確定申告から 65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります

改正後			要件
青色控除	基礎控除	合計	記載・申告方法
65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-taxによる電子申告又は電子帳簿保存
55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

※電子帳簿保存の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに承認申請書を税務署に提出する必要があります。
 詳しくは商工会または税務署へお尋ねください。

東北税理士会塩釜支部からのお知らせ
税理士による無料税金相談
 東北税理士会塩釜支部では、「税理士記念日」にちなみ、次のとおり税理士による無料の税金相談を行います。
 所得税や相続税・贈与税など、税の専門家が無料で相談に応じます。
 ◇日 時 令和3年2月20日(土)
 受付時間 午前10時～午後3時
 ◇場 所 塩釜市公民館2階第一・二会議室
 (塩釜市東玉川町9-1-1)
 ◇問合せ先 東北税理士会 塩釜支部
 電話090-4635-8733

会員になりました。よろしくお願いたします。(12月受付分理事会加入承認)

【法定会員】

No.	事業所名	代表者	住 所	電話番号	業 種
1	㈱熊谷商事運輸	熊谷 新一	七ヶ浜町境山2-21-36	361-8708	運送業
2	Kei 空調設備	高橋 恵一	多賀城市桜木2-8-10	080-6015-3292	空調設備、メンテナンス
3	NAIL SALON jogata	布川 育美	多賀城市高橋2-13-5	090-2026-5639	美容業
4	㈱ユウシン	鈴木 竜介	多賀城市明月2丁目1-90	290-7261	鉄・非鉄金属等の加工業
5	鈴木 和彦	鈴木 和彦	多賀城市高橋3-2-24	309-5668	発電業(太陽光発電)
6	little hair garden cotii	嶋原 和以	多賀城市城南1-13-17	208-3251	美容業
7	啓明ゼミナール	鈴木 重夫	七ヶ浜町遠山3-4-74	367-1439	学習塾
8	ホンダサービス	本田 豊	多賀城市八幡3-4-49	080-7815-8240	機械修理

【定款会員】

No.	事業所名	代表者	住 所	電話番号	業 種
1	事業アシスト協同組合	佐々木健一	多賀城市下馬4-4-5	369-3840	中小企業等協同組合(共同事業)

新型コロナウイルス感染症の影響によるご相談は商工会まで

本会では、新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口を3月中旬から開設しており、12月末時点で融資・助成金をはじめとする各種支援策に関し、500件を超えるご相談をいただいております。
 こうした中、本会では小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組みを支援する「小規模事業者持続化補助金」の申請支援を行っており、本年度は①一般型14件(申請金額合計5,344,920円)、②コロナ特別対応型43件(〃21,088,716円)、③被災型3件(〃2,712,845円)、④事業再開枠28件(〃10,595,415円)を申請いたしました。
 今後もこうした補助金等の公募が予想されますので、商工会までご相談いただき、ぜひご活用ください。
 また、その他支援策等で気になる点・ご不明点等がありましたらお気軽にご相談ください。

宮城県最低賃金改正のお知らせ

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金が、下記のとおり改正されました。また、下記①から③の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金(効力発生日)	時間額
宮城県最低賃金(令和2年10月1日)	825円
特定(産業別)最低賃金(効力発生日)	時間額
①鉄鋼業(令和2年12月15日)	925円
②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(令和2年12月20日)	864円
③自動車小売業(令和2年12月24日)	891円

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。
 ○精皆手当 ○通勤手当 ○家族手当 ○賞与等
 ○時間外・休日・深夜手当
 詳しくは、宮城労働局賃金室(☎022-299-8841)にお問い合わせください。

NAIL SALON jogata ネイルサロンジョガータ

①布川 育美
 ②多賀城市高橋2丁目13-5
 ③090-2026-5639
 ④ネイルサロン
 ⑤みやぎ生協高砂店の向かいにあるネイルサロン「ジョガータ」です。2019年のオープン以来たくさんの地元のお客様にご来店いただいております。リクライニングチェアでくつろぎながら施術が受けられるのでお昼寝される方も◎ジェルネイルの施術がメインですが、巻き爪・深爪など爪のお悩みはなんでもお受けしております。会員の先輩方からもいろいろと学ばせていただけるとうれしいです。どうぞこれからもよろしくお願いいたします!
 HP <https://nail-jogata.com/>



啓明ゼミナール

①鈴木 重夫
 ②七ヶ浜町遠山3丁目4-74
 ③022-367-1439
 ④学習塾
 ⑤平成9年に七ヶ浜町で開業し、24年目になります小中学生向けの学習塾です。当時はあまり主流ではなかった個々に合わせた個別指導塾として、地域の皆様に支えられながら歩んでまいりました。開設時の「成績のよい子ども達だけを大切に」する塾には絶対にしない」という思いは今も変わ



りません。教育相談も含めてお気軽にご相談下さい。



今度はあなたの出番です。今すぐお電話を! 多賀城事務所 ☎365-7830・七ヶ浜事務所 ☎357-3912

毎週水曜日は【働き方改革】等個別相談会の日

「働き方改革」をはじめ、制度助成金の活用や労務管理に関する疑問・お悩みなどについて、社会保険労務士が無料でご相談に応じますので、ぜひご活用ください。
 ・働き方改革について知りたい
 ・制度助成金を活用したい
 ・就業規則を見直したい
 ・コロナウイルスの影響による休業について知りたい
 ●時 間 午前10時30分～午後4時30分まで(予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までにご予約ください)
 ●場 所 多賀城事務所

第1・8・5水曜日は 日本政策金融公庫 定例相談会の日

融資の相談に行きたいが、仙台に行く時間がない。そんな会員皆様の悩みにお応えするため、日本政策金融公庫の融資担当者を招き、事業資金に関する相談会を下記により開催中です。
 ●時 間 午前10時30分～午後3時30分まで(予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までにご予約ください)
 ●場 所 多賀城事務所
 ご利用お待ちしております。

事業承継の 相談は お早めに!



事業承継は事業所の存続において極めて重要な課題です。後継者問題に不安を抱えている皆様に「事業承継診断」を行い、診断で明らかになりました課題を専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士など）の派遣を通じ、事業承継に係る専門的なご相談や事業承継計画づくりをお手伝いします。

事業承継は早目の準備が大切です。円滑に実現するためぜひご相談ください。

商工会の福祉共済

全国商工会連合会会員福祉共済は、商工会員の皆さまが加入できる特別な制度です。

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。（「病気」の補償および「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。）

※ただし、2020年11月1日時点での満年齢が満6歳以上80歳以下（シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下）の方に限ります。

「傷害プラン」に個人賠償責任 保険が付いた充実の安心補償!!

日常生活の事故やトラブルで賠償責任が生じたとき、最高2億円まで補償!!個人賠償責任保険でご家族全員分の賠償事故をカバー!
（「個人賠償」の補償は傷害ライトプラン、シニア傷害プランには付帯されません）



予約制・個人事業所対象

確定申告個別指導のご案内

- 期 日 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日・祝日を除く
- 時 間 午前9時～午後4時
- 担 当 者 税理士 他
- 場 所 商工会
多賀城事務所及び七ヶ浜事務所
- 必要書類・手数料
同封チラシをご覧ください
※確定申告では、マイナンバーを記入することとなっておりますので、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書をご持参ください。
- 申 込 先 多賀城事務所 Tel. 365-7830
七ヶ浜事務所 Tel. 357-3912
※例年3月に入りますと大変混雑いたします。
2月中の相談がお奨めです。

広告掲載企業募集

市民・町民向け商工会会報(3月上旬折込予定)

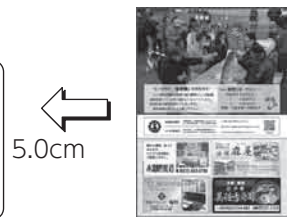
市民・町民向け商工会会報は、商工会活動と、個店のPR並びに売り出し等の広告を掲載し、3月上旬に多賀城市・七ヶ浜町全戸約18,000戸に新聞折込します。貴社のPRなどにぜひご利用ください!

- ◆広告概要
◆縦50mm(5.0cm)×横90mm(9.0cm)
◆お店のPR、クーポンなど
◆フルカラー発行
※紙面における掲載位置は抽選にて決定いたします。
(申込事業所からの位置指定はできませんのでご了承下さい)

◆広告掲載料 1コマ 4,500円

- ◆申込方法
詳細については電話にて担当(八巻、工藤、五十嵐)までお問い合わせください。

◆掲載例 9.0cm



5.0cm

編集後記

新年明けましておめでとう
ございます。

年末年始は、如何お過ごし
なれましたでしょうか。

昨年は、コロナ禍でイベン
ト等が中止になり大変な思い
をいたしました。

年が明けても、まだコロナ
禍の終息に至っていないよう
です。早く終息し、新しい生
活様式「うつさない」「もら
わない」を基本に、楽しい一
年を過ごせるよう心から願
います。

情報対策委員会も引き続き、
会員の皆様に有益な情報を掲
載していきたいと思えます。



発行責任者	安住 政之
編集委員長	斎藤 孝一
副委員長	菅野 邦夫
委員	星山 純一郎
菅木 美智子	
鈴木 美智子	
菅原 美智子	
菅原 美智子	
菅原 美智子	
菅原 美智子	